

令和3年5月

令和3年度酪農経営支援総合対策事業
(乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策)

Q&A

(Q1) 本事業は、いつから補助の対象になりますか？

(答) 令和3年4月1日付けで「令和3年度畜産業振興事業の補助金交付決定前着手届」を当団から農畜産業振興機構に提出していますので、当団に交付決定前着手届」を提出している場合、令和3年4月1日から対象になります。

(Q2) 農家指導は毎月行うものでしょうか？

(答) 特に制限はありません。申請された実施計画に従ってください。

(Q3) 農協の公用車を利用して農家指導を行った場合、その経費は補助の対象になりますか？

(答) 補助の対象になりません。

(Q4) 農協の職員に支払う指導費は、補助の対象になりますか？

(答) 農協の職員の方の指導費は補助の対象とすることはできます。ただし、本来業務としっかり仕分けて、業務日誌などで管理する必要があります。

(Q5) 指導は検定立会時に行うことができますか？

(答) 行うことはできますが、検定立会に係る検定員謝金及び旅費と本事業に係る指導費及び指導旅費を明確に仕分ける必要があります。なお、経費の補助を別途に受けている場合、本事業においては、経費請求できません。

(Q6) 経費の積算はどのように行えば良いのですか？

(答) 資料「令和3年度酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策）事業の実施にあたっての留意事項」及び「畜産業振興事業に係る事務推進費の標準的使用基準について」を参考にしてください。

(Q7) 取りまとめ賃金を申請する際、どのような書類を整備すれば良いのですか？

(答) 業務日誌、出勤簿等を作成、整備、保管してください。

(Q 8) 農業高校、畜産センターは補助の対象となりますか？

(答) 補助の対象にはなりません。

(Q 9) 概算払請求は、必ずしないといけないのですか？

(答) 概算払請求は、少額であっても必須です。

(Q10) 農業生産活動規範については、最近の補助事業では必須になっていません。他の補助事業での指導実績や保管資料をもって転用しても良いですか？

(答) 他に実績があれば、その実績をもって本事業の要件を満たしたことにして構いません。